

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 地籍調査の成果について認証した件二件 〇〇
  - 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 〇〇
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 〇〇
  - 道路の区域を変更する件二件 〇〇
  - 道路の供用を開始する件 〇〇
- 公告
  - 県営土地改良事業の工事が完了した件 〇〇
  - 都市計画法により公聴会を開催する件 〇〇
  - 福島県教育委員会 〇〇
  - 福島県指定史跡の指定を解除された件 〇〇

## 告 示

### 福島県告示第七百三十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
伊達市
- 二 成果の名称  
伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第七百三十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
国見町
- 二 成果の名称  
国見町大字泉田の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第七百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、母畑地区土地改良区が母畑地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十八年十二月五日から  
同 月二十六日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所  
石川町役場

（農村計画課）

### 福島県告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡只見町大字福井字大和久山一九六三の八、一九六三の一一四から一九六三の一一八一まで、一九六三の二一九、一九七六から一九八五まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第七百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	南相馬市原町区北泉字 浦頭四六番一地从先から 同 市原町区北泉字 荒治郎四八番一地从先ま で	変更前	一六・〇〇	三三五・一
		変更後	一九・〇〇 四九・〇〇	三三五・一

(道路計画課)

福島県告示第七百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	南相馬市原町区北泉字 浦頭四六番一地从先から 同 市原町区北泉字 荒治郎四八番一地从先ま で	変更前	一九・〇〇 四九・〇〇	三三五・一
		変更後	一八・〇〇 三四・〇〇	三三五・一

(道路計画課)

福島県告示第七百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き上三坂 小野線	いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地从先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで いわき市江畑町堀ノ内 六五番一地从先から 同 市江畑町平前三 番三地从先まで いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地从先から 同 市泉町下川字萱 手一〇四番地先まで いわき市添野町大町二 七番地先から 同 市添野町猿田一 一三番一五地先まで いわき市高倉町堤ノ上 八〇番地先から	変更前	八・六〇 六八・〇〇	一一、七五七・ 三
		変更後	一八・二〇 七九・二〇	五九九・〇
			二五・〇〇 一六〇・〇〇	六二〇・〇
			二九・〇〇 二四〇・〇〇	八二七・〇
			二五・〇〇 一四三・〇〇	九七一・〇

同 市高倉町田ノ作 七二番一地先まで いわき市泉町字滝ノ沢 一一七番二五地先から 同 市泉町字大平三 番三地先まで	変更後	F	一六・〇〇 一二四・〇〇	九〇九・〇〇
いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで いわき市江畑町堀ノ内 六五番一地先から 同 市江畑町平前三 番三地先まで いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市泉町下川字萱 手一〇四番地先まで いわき市添野町大町二 七番地先から 同 市添野町猿田一 一三番一五地先まで いわき市高倉町堤ノ上 八〇番地先から 同 市高倉町田ノ作 七二番一地先まで いわき市泉町字滝ノ沢 一一七番二五地先から 同 市泉町字大平三 番三地先まで いわき市添野町字長沢 五六番二地先から 同 市添野町字大町 一七二番一地先まで いわき市山田町字長沢 三六番四地先から 同 市山田町字窪根 一一八番二地先まで		A B C D E F G H	八・六〇 六八・〇〇 一八・二〇 七九・二〇 二五・〇〇 一六〇・〇〇 二四〇・〇〇 二九・〇〇 二四〇・〇〇 一四三・〇〇 二五・〇〇 一六・〇〇 一二四・〇〇 一二・七〇 一〇七・三〇 一二・七〇 二八五・七〇	一一、七五七・ 三 五九九・〇 六二〇・〇 八二七・〇 九七一・〇 九〇九・〇 二、四九五・〇 一、〇〇一・〇

(道路計画課)

**福島県告示第七百四十四号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町海老相馬線	南相馬市原町区北泉字浦頭四六番一地从先から 同 市原町区北泉字荒治郎四八番一地从先まで	平成二十八年十二月二日

(道路計画課)

### 公 告

**公告第二百九十八号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により、三ツ森地区に係る県営施設災害復旧（23年災）の工事は、平成二十七年十月十五日完了したので公告する。  
 平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

### 公告第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、いわき都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。  
 平成二十八年十二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
 日時 平成二十八年十二月二十日（火） 午後六時三十分から  
 場所 いわき市平字堂根町一番地の四 いわき市文化センター一階大講義室
- 二 公聴会の案件

いわき都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、いわき都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十八年十二月十九日(月)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県いわき建設事務所を經由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県いわき建設事務所又はいわき市の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成28年12月2日付け福島県報に登載された「いわき都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成28年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公述申出人

住 所  
氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格

A列4番の大きさの400字詰め原簿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号

次の福島県指定史跡は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定により、平成二十八年十月三日付けで史跡に指定されたので、福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第二十五条第二項の規定により、福島県指定史跡の指定を同日付けで解除された。

平成二十八年十二月二日

福島県教育委員会

名 称	所 在 地	地 域
白川城跡 (附)感忠銘	白河市字藤沢一八番地外三九筆	田 二二町七反九畝二八歩 畑 三二町九反四畝一九歩 山林 一六五町四畝一〇歩 原野 三畝一四歩 宅地 八畝四歩 計 一九七町一反一七歩

(文化財課)